

高等海難審判庁長官 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

平成19年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成19年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海難審判庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海難審判庁が達成すべき目標についての評価

1. 迅速な海難の調査、審判について

具体的な目標の内容
海難の認知から裁決までの平均期間を12ヶ月以内とする。
評 価
【評定】 目標には達していないが相当の実績が上がっている。
【所見】 平成19年度中に裁決が行われた海難事件の認知から裁決までの平均期間は12.8ヶ月であった。 今年度は、平成18年度に多発した社会的影響の大きい海難の処理が本格化したが、平均処理期間の測定結果を毎月各地方機関に周知するとともに、地方における事件管理体制の強化や中央・地方間の調査支援体制の強化、処理状況に遅延がみられる地方への人員の重点配置等を行った結果、目標の12ヶ月には0.8ヶ月及ばなかったものの、昨年度に比べ0.9ヶ月の改善が見られた。 海難の再発防止のためには、的確かつ迅速な原因究明が必要不可欠であることから、目標達成へ向け、引き続き調査・審判の迅速化に向けた一層の努力が必要である。

<p><u>具体的な目標の内容</u></p> <p>社会的影響の大きい海難については、特に集中的な調査・審判に努め、海難の認知から裁決までの平均期間を10ヶ月以内とする。</p>
<p><u>評 価</u></p> <p>【評定】</p> <p>目標は達成されておらず一層の努力が必要である。</p> <p>【所見】</p> <p>平成19年度中に裁決が行われた社会的影響の大きい海難事件の認知から裁決までの平均期間は13.8ヶ月であった。</p> <p>多数の死傷者を生じたものなど社会的影響の大きい海難の迅速な原因究明に向けて集中的な調査・審判を実施するため、調査の初動体制や中央・地方間の調査支援体制を強化するとともに、審判開始の申立て後においても早期に開廷するよう努めた。しかしながら、今年度は、専門的知見を必要とする原因究明が困難な事件が多かったこと、社会的影響の大きい海難が集中した一部の地方の処理期間に遅れを生じたことなどから、目標の10ヶ月を3.8ヶ月、昨年度の実績を3.5ヶ月下回る結果となった。</p> <p>社会的影響の大きい海難が多発した場合において、同時期に重複する調査・審判の迅速化を図ることは困難な課題ではあるものの、このような海難は国民の関心も高く、その迅速な原因究明は、同種海難の再発防止策を講じるうえで極めて重要であることから、引き続き各種取組みを実施し、調査・審判の迅速化に向けた一層の努力が必要である。</p>

2. 海難に関する情報の利用促進等について

<p><u>具体的な目標の内容</u></p> <p>「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図り、平成19年度におけるホームページの訪問者数を180万人以上とする。</p>
<p><u>評 価</u></p> <p>【評定】</p> <p>目標は達成されたものと認められる。</p> <p>【所見】</p> <p>平成19年度における海難審判庁ホームページの訪問者数は、1,927,847人であった。</p> <p>ホームページのアクセス解析を実施して閲覧傾向を継続的に把握しつつ、コンテンツの充実を図ったほか、新着情報メール配信サービスを毎週1回継続して行った結果、平成19年度における訪問者数は約193万人であり、目標の180万人を上回る結果となった。</p>

当該目標については、ホームページのアクセスログ解析手法の影響により適正な訪問者数の継続的把握が困難な状況にあることから、今後は目標としては設定しないものの、ホームページは、海事関係者のみならず、幅広い層の者に情報を提供できる有効な手段であるので、引き続き、掲載情報の充実と閲覧性の向上に努め、海難の防止に関する情報の普及を図っていくことが期待される。

具体的な目標の内容

海難の原因や教訓の海難防止への有効活用を促進するため、海難分析集やニュースレターなど各種形態による刊行物を10回以上発行し、海事関係者等に幅広く提供する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成19年度中に刊行物を18回発行した。

海難審判の結果明らかになった個々の海難の原因や実態について、テーマごとに詳細な分析を行い、同種海難の防止策を提言する「海難分析集」を始め、海難事例と防止策を紹介する定期情報誌、外国人船員向けに我が国周辺海域特有の海難事例を紹介する英語版の情報誌を目標の10回を上回る合計18回発行し、関係行政機関、海事関係団体、研究・教育機関及び海事関係者に幅広く配布した。

今後も海事関係者等の需要を把握しつつ、各種形態による刊行物の発行を通じ、海難防止に関する情報の積極的・効果的な提供に努めていくことが期待される。

具体的な目標の内容

海難の調査・審判を通じて得られた知識・経験を踏まえ、関係行政機関に対し、海難防止に関する施策について積極的な提言を行う。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成19年度中に関係行政機関に対する提言を3回行った。

海難の調査・審判を通じて得られた知識・経験を関係行政機関における海難防止施策に有効に反映させるため、平成19年度中に国土交通大臣に対し「酸欠等乗組員死傷事故防止」（平成19年8月3日）、防衛大臣に対し「潜水艦と船舶との衝突防止」（平成19年8月24日）、水産庁長官に対し「遊漁船の海難防止」（平成20年1月10日）について昨年度の2回を上回る合計3回の提言を行った。

具体的な海難防止施策を講ずる権限を有する関係行政機関に対する提言は、海難の再発防止のために非常に有効な手段であることから、引き続き積極的な提言に努めていくことが期待される。

